

福島

その先の環境へ。

復興再生利用を積極的に進めます!

2011年3月11日に発生した東日本大震災に伴う東京電力福島第一原子力発電所の事故後、福島県内では除染などの環境再生に向けた取組が進んでいます。その一方で、除染等に伴って生じた大量の土壌が福島県内の中間貯蔵施設に保管されています。復興は道半ばという状況の中で、よりよい福島と日本の未来のために、福島のことをもっと知っていただき、みんなで考えていくことが大切です。

Q 福島で起きた災害なのに、日本全体の課題なの？

A 日本の経済成長を支えた電力は福島原発からも供給されていました。その福島が原発事故による課題を抱えたままとなっています。福島の復興を支えることは、日本全体で考えるべきことなのです。

Q みんなで考える課題って何？

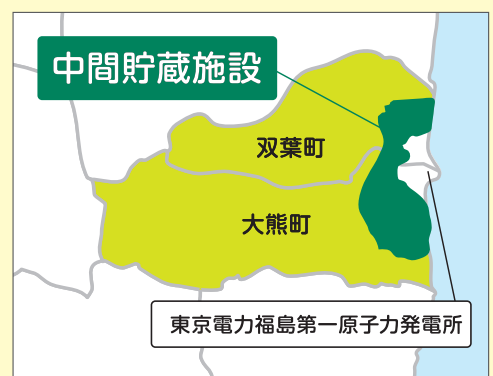
A 除染作業で生じた土壌を福島県外で最終処分しなければならないということです。

除染作業



Q 福島県では、今までどんなことをやってきたの？

A 原発事故に伴う環境汚染からの再生に向け、放射性物質を取り除く除染作業により生じた土壌が県内の多くの場所で保管・仮置きされました。仮置場を原状回復させて、さらに復興を進めるために、福島第一原発の周囲に中間貯蔵施設が整備され、仮置場からの土壌の搬出が進められてきました。



Q なぜ福島県外で最終処分することになっているの？



※中間貯蔵施設整備前



※中間貯蔵施設整備後

A 最終処分ではなく、**中間的な貯蔵・保管**するということで、大熊町・双葉町の皆様には、先祖代々の土地や家屋を国に提供するという、**大変重い決断**をいただきました。この「**福島**の復興のために」という思いをもったご協力があったからこそ、中間貯蔵施設が整備され、復興が進みました。また、**福島県外最終処分**は法律でも定められていますが、原発事故による影響が国内でもっとも深刻であった福島の皆様に、これ以上の**負担が生じないように**するためです。これは、日本全国で考えなければならない課題です。

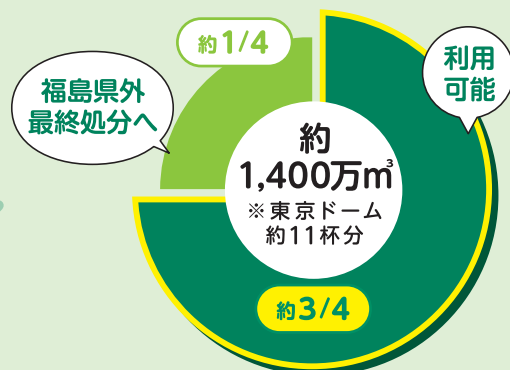


※地域住民の方への説明会

Q 県外最終処分に向けて具体的にどうするの？

A 中間貯蔵施設で保管されている土壌のうち、**約4分の3は利用が可能**であり、貴重な資源として公共工事等で利用（復興再生利用）していきます。これにより、**最終処分量を減らすことができます**。

〈中間貯蔵施設にある土壌※の内訳〉



〈復興再生利用の施工のイメージ〉



飛散・流出防止のための覆いとなる覆土により再生資材からの放射線は**90%以上の遮へい**が可能



周辺にお住まいの方
被ばくは無視できるレベル

飛散・流出防止のために土で覆う

☆復興再生利用に用いる土壌のことを「復興再生土」と呼びます

Q 放射線の影響は大丈夫なの？

A 復興再生土は、放射能濃度が基準値以下のものです。この基準は、最も影響を受ける作業員であっても**国際的な安全基準**である年間1ミリシーベルトを下回るようにするものです。加えて、飛散・流出防止のための覆土により、**90%以上の放射線が遮へい**され、周辺住民・利用者への追加被ばく線量はさらに小さくなります。放射線は身の回りに存在し、日本では日常生活の中でも年間2.1ミリシーベルト浴びているとされています。

復興再生利用の作業員の方

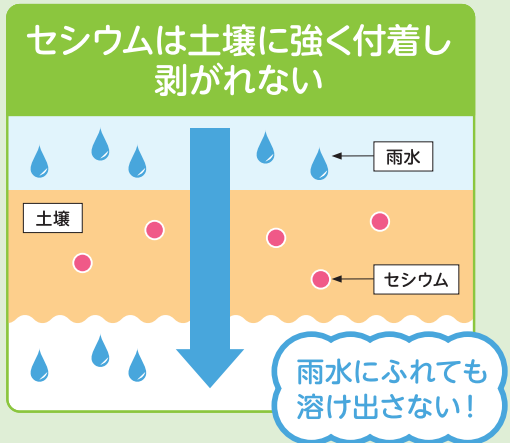
安全基準に合致 (年間1ミリシーベルト以下)



復興再生土

Q 雨で溶けだしたり、地下水に染み出したりはしないの？

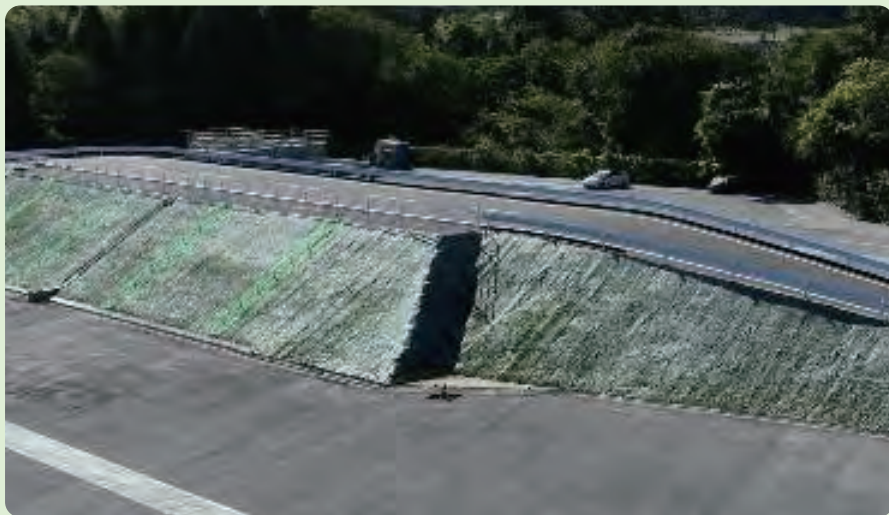
A 放射性物質の「セシウム」は、土に吸着しやすく、一度土壌に付着すると、剥がれにくいという性質があります。中間貯蔵施設での管理や実証事業により、雨水が浸透しても地下水等への問題は生じないという科学的知見が得られています。



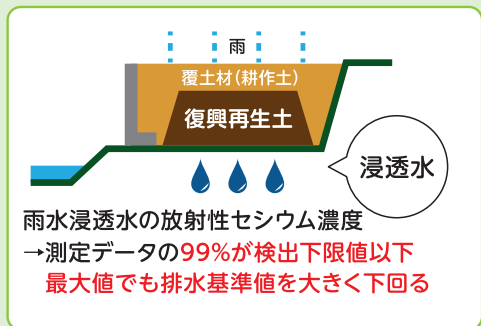
Q 復興再生利用の安全性は確認しているの？

A これまで中間貯蔵施設内で道路盛土の実証や福島県飯舘村長泥地区等で地元の御協力をいただきながら実証を行い、安全性を確認してきました。こうした実証を経て策定された基準に基づき、首相官邸や霞が関の庁舎で復興再生利用を実施しており、モニタリングの結果、周辺の放射線量に対しても問題はありません。

〈これまでの実証事業の様子〉



※中間貯蔵施設での道路盛土実証



※長泥地区での実証事業における栽培実験

〈復興再生利用の実施〉



※首相官邸での復興再生利用



※合同庁舎5号館での復興再生利用

モニタリング結果はこちら



Q 第三者機関の評価は受けているの？

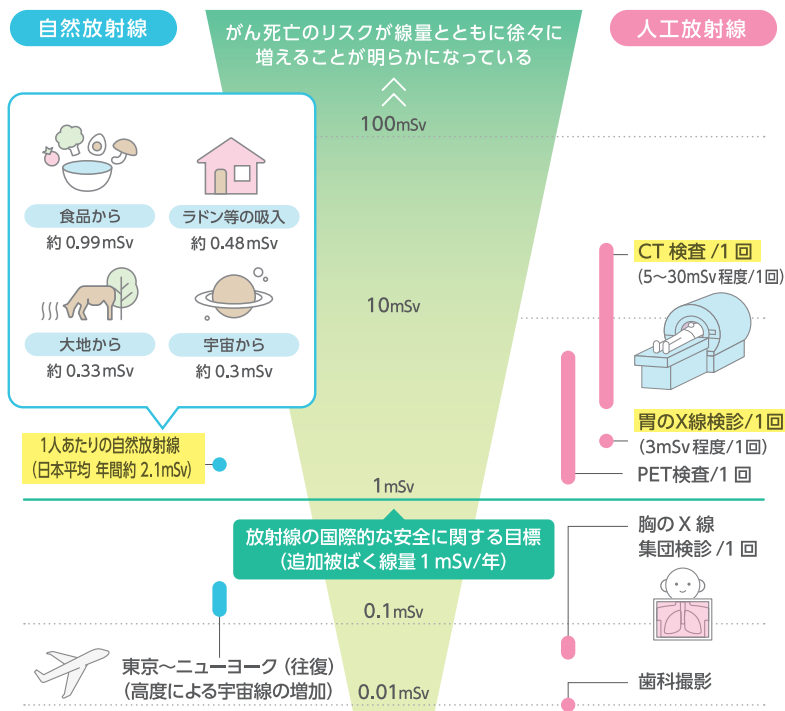
A これまでの取組は、国際的な機関（IAEA）から、十分に安全であるという見解をいただきました。また、日本国内では放射線審議会に復興再生利用の安全性に対して答申をいただいています。これらの評価も踏まえ、2025年3月には、復興再生利用を安全に実施できるルール・基準を作りました。

Q 放射線の人体への影響って、どのくらい気にすればいいの？

A 放射線は、どこでも計測されるものです。人への健康影響は、100ミリシーベルトという放射線を短期間に受けることで、がんで死亡するリスクが0.5%程度上がるとされています。100ミリシーベルトより低い線量の場合は、被ばくの影響によるがん死亡のリスクは確認されていません。

被ばく線量の比較

mSv：ミリシーベルト



※国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構放射線医学研究所が作成(2021年5月)したものを一部改変

Q 少しの量でも被ばくするのは危険じゃないの？

A 日本では普段の生活の中でも大地や食物などから放射線を受けており、その年間の被ばく量は平均2.1ミリシーベルトです。復興再生利用における放射線の量は、人体への影響は無視できるレベルです。

(※復興再生利用の作業員においても年間1ミリシーベルト以下、また覆土により周辺住民や利用者への影響は、さらに低減します)

中間貯蔵施設は、福島県の、特に大熊町・双葉町の大きな負担のもとに成り立っています。「故郷に帰りたい」と願う住民の方々のためにも、私たち一人ひとりができることを考えてみることから始めてみませんか。復興再生利用の推進は福島への復興に向けた取組として、全国で考え、進めていくべきことなのです。

もっと知りたい方へ
「福島、その先の環境へ。」
HPはこちら！



復興庁
Reconstruction Agency
復興・創生 その先へ



環境省
2026年3月版